

平成 22 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長  
 里 見 治  
 ( コード番号 6460 東証第一部 )  
 問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長  
 上 田 晃 一 郎  
 ( 電話番号 03-6215-9955 )

当社子会社取締役ならびに当社および当社子会社従業員に対する  
 ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由  
 当社の企業価値の一層の増大を図るため株主と株価を意識した経営を推進すること、また当社の業績向上に対する意欲や士気を高揚させることを目的とする。
2. 新株予約権の名称  
 セガサミーホールディングス株式会社 2010 年 7 月発行新株予約権（従業員用）
3. 発行数  
 34,178 個
4. 新株予約権と引き換えに払い込む金額  
 新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数  
 普通株式 3,417,800 株とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。  
 また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。  
 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。  
 なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成 22 年 7 月 31 日

8. 新株予約権の権利行使期間

平成 24 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日まで

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを有する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (2) その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社執行役員	3 名	320 個
当社従業員	11 名	255 個
当社子会社取締役	8 名	1,140 個
当社子会社執行役員	22 名	2,156 個
当社子会社従業員	1,833 名	30,307 個

13. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 条第 2 項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

株式会社セガ	完全子会社
サミー株式会社	完全子会社

14. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

以上